

令和5年3月6日  
課名：総務部契約検査課  
内線：1383・1384

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者： 住所及び商号又は名称

- ① (株) セレスポ（東京都豊島区北大塚1-21-5）
- ② 株式会社東急エージェンシー（東京都港区西新橋一丁目1番1号）

2 指名停止の期間：

令和5年3月6日から令和5年9月5日まで（6ヶ月間）

3 事実概要：

公正取引委員会は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合事件について犯則調査を行ってきたところ、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、令和5年2月28日、(株) セレスポ等6社を検事総長に告発したことにより、3月2日（木）に福岡県庁にて指名停止が公表された。

4 指名停止の理由：

行橋市指名停止等措置要綱第3条（指名停止）第1項の別表第2（独占禁止法違反行為）の6の項に該当する。

従って、本件については、指名停止6ヶ月間とする。

【指名停止等措置要綱 別表第2（独占禁止法違反行為）の6の項該当】

措置要件	期間
6 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した建設工事等又は物品購入等に係る契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市発注業務に係る契約の相手方として不適切であると認められるとき。	当該認定をした日から6月以上12月以内